

津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱

平成 2 5 年 6 月 2 7 日消防本部訓第 1 8 号

改正 平成 2 7 年 6 月 1 9 日消防本部訓第 8 号

(設置)

第 1 条 消防団員（消防団長を除く。）に対する分限及び懲戒の処分を公正かつ適正に行うため、津市消防団員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる処分について基準を定めるとともに、具体的事案の処分を審査し、消防団長に具申するものとする。

- (1) 津市消防団条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 7 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定による分限処分
- (2) 条例第 8 条の規定による懲戒処分

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、本部副団長の職にある者のうちから消防団長が指名する者をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部副団長の職にある者（前項の規定により委員長に指名された者を除く。）
- (2) 方面団長の職にある者
- (3) 消防総務課長の職にある者

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(除斥)

第6条 委員長及び委員は、自己又は自己の親族に関する事件については、会議に出席することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日消防本部訓第8号)

この訓は、平成27年6月19日から施行する。